

2012年11月27日

各位

株式会社 埼玉りそな銀行

埼玉県等と連携した『特定建築物の耐震改修等融資制度』の取扱開始について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 上條 正仁）は、埼玉県やさいたま市など11市の特定行政庁※が取組んでいる、特定建築物を対象とする耐震化促進事業の趣旨に賛同し、上記事業の促進を金融面からサポートすべく12月3日（月）より融資制度の取扱いを開始いたします。

特定建築物とは、学校や病院、百貨店など多数の方が利用される建築物（建物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1号に定める建築物）や、共同住宅等で、地震によって倒壊した場合に、埼玉県が地域防災計画で定める緊急輸送道路の通行を妨げるおそれのある建築物（同第6条第3号に定める建築物）です。特定建築物の中で1981（昭和56）年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物が本制度の対象建築物となります。

本制度は、埼玉県やさいたま市など11市の特定行政庁の耐震化促進事業の補助金助成対象となる耐震診断費用や耐震改修、建替えなどの費用等を資金用途とすること融資について当社所定の金利より割引してご提案する制度です。

埼玉りそな銀行では、本融資制度に加え、グループの不動産にかかるソリューション機能等を活用し、埼玉県内の大規模地震に強いまちづくりの促進に貢献してまいります。

（制度概要）

資金用途	① 埼玉県やさいたま市など11市の特定行政庁が取組む「建築物耐震化補助事業（戸建住宅を除く）」の助成を受けて、特定建築物の所有者が耐震診断や耐震改修、建替え等を行う費用 ② 助成対象物件以外の緊急輸送道路沿道建築物（戸建住宅を除く）の所有者が耐震診断や耐震改修、建替え等を行う費用
融資対象者	埼玉県下で上記①、②に該当する建築物を所有する方
融資金額	1百万円以上1億円以内
融資期間	最長10年以内
融資金利	当社所定の金利より割引した利率
ご留意事項	お申込に際しては、当社所定の審査を行います。審査結果によりましてご希望に添いかねる場合がございます

※特定行政庁：さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市の11市

以上